

「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」

第12回全体会議・ワークショップの議事録(H22.3.6)

【1 全体会議・ワークショップ】

事務局 これから第12回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 ご出席ありがとうございます。本日も熱い議論を期待しています。3月に入り、内容も活気を帯びてきました。より良い条例づくりのためにご協力をお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして折原町民活動推進課長より挨拶を申し上げます。

折原課長 今日でこの会も12回目になります。今まで大項目、中項目の議論で「総論」や「(住民)市民」については非常に概念的なところであり、議論が難しかったと思います。これから大項目「行政」の中項目である「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について議論していきます。皆さんにとっては比較的取り組みやすい項目であると思います。なぜなら、皆さんが役場や職員に対して日ごろ思っていることが議論の土台になると思うからです。「行政」の項目を議論する前に、私が普段、部下や同期の行政職員と話しているまちづくりに対する職員の姿勢というか、考え方を申し上げたいと思います。まず、住民から見えて役場が見えるようにしなければいけないということを話しています。情報の公開や共有がここに当たりますが、敷居の低い、見えやすい役場にしていこうと話しています。次に、住民から見えて職員が対話力、会話力を身につけなければということです。これは我々職員が、住民が役所の事業や事務に関わる機会を意識して提供していかなければいけないということにつながってきます。その中で我々が住民から技量を試されているということを常に意識して、住民に説明できる力を身につける必要があるのではないかと話をしています。さらに、住民から見えて使える職員になるということです。先程の説明できる職員になることで住民と向き合って、住民が職員を使っていきたいと思っています。職員は住民に使っていただいて初めてという意識をする必要があるという話をしています。次に、住民に隠し事をしないということです。住民と正面から議論できる職員にならなければならないと思っています。これは、普段から住民にしっかりと説明していくということです。弁解に迫り込まれる前に、住民に良いことは良い、悪いことは悪いとしっかりと説明する勇氣も必要ではないかと話しています。さらに、職員一人ひとりがまちづくりについて考えていても、それが施策につながることは稀なことです。国や県の動向を見ながら、町独自の施策を打ち出すのは難しいこともあります。住民と職員がまちづくりに向かっているという充実感や満足感が得られれば、非常に良い町になるのではないかと話をしています。このようなことを日ごろ話し合っているのですが、これから大項目「行政」について議論する際に、町の職員の中にはそんなことも考えているということで、少しでもお役に立てばと思います。町の職員は住民を常に意識しながら、試されている、見られている、推し量られていることを感じて仕事に取り組んでいると思うので、そのようなことも踏まえて議論していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。それでは議事に入ります。内山会長、進行をお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の内容とワークショップの進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。本日は、全体会議で大項目「(住民)市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」について、前回皆さんからいただいた意見を基に作業部会がまとめた案を報告・確認しま

す。次に、大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について、各グループのシートを基に作業部会がまとめた案を検討します。その後に、ワークショップで条例の素案の大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について、その内容や考え方等を議論します。最後に発表していただいて本日は終了します。ワークショップの進め方は最後に説明します。

「第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)」をお配りしました。これは、大項目「総論」についての確認の意味でお配りしました。これは、今現在決まっていることを太字にしています。これで決まりではないですが、確認しながら今後進めて下さい。「第4回 作業部会の記録シート(H22. 3.1)」をお配りしました。この資料を基に本日の全体会議を進めていきます。

ワークショップの進め方を説明します。作業部会で作業をする中で、もう少しワークショップで書いていただきたいということがあったので、改めて説明します。本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。特に、「考え方」を作成することは、「条例の素案」の内容が、町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。「考え方を作成する」とは、みなさんの「想い」を明確に文章にすることを言います。『「考え方(想い)」があるからこそ、その内容になる」と説明できるものです。大項目「行政」の中項目には「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」の5つがあります。内容としては、「行政の責務」「町長の責務」「職員の責務」については理念を実現するために、行政、町長、職員がそれぞれ「担うべき役割(果たすべき責任)は何か」を明確にする項目です。「(行政組織のあり方)」は理念を実現するための行政組織のあるべき姿等について明確にする項目です。「(財政)」は白岡町が自立して地方自治を進め、理念を実現するための財政のあり方等について明確にする項目です。

今話したことと、皆さんが事前に作成したシートを踏まえてワークショップをして下さい。流れについてはプログラムの裏に書いてあります。特に、「なぜ(考え方)」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。最後に「別紙9」を埋めて提出していただきますが、議論するために使った宿題のシートも回収したいと思います。その時に、議論するための基になった宿題のシートの該当部分をマーカーなどで分かりやすくして提出して下さい。

内山会長 ありがとうございます。ここまでについて、ご意見ご質問はありますか。

松井委員 会議日程について「平成22年度『つくる会』会議開催予定表(案)」が配られました。今日のうちに午前中では開始時に集まりが悪いので、今後は午前9時開始ではなく、午前9時半開始にするのはどうですか。

内山会長 皆さん、今の意見についてどうですか。

嶋津委員 9時からで良いと思います。

五十嵐委員 9時からに賛成です。

内山会長 取りあえず9時で進めていき、厳しいという意見が出たら検討します。このような進め方で良いですか。では、当面午前の会議の場合は9時からで進めます。他に意見、質問はありますか。無いようなので次に進みます。

では、前回の作業部会の内容を皆さんに報告し、確認します。確認ということで、皆さんから出された意見は意見として受け止めて、後に議論することになります。まず、大項目「(住民)市民」の中項目「住民[定義]」から報告します。

内容は、「この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で

活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。」としました。内容については後ほど説明します。

趣旨は、「この条例の中で使用される『住民』という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。」

考え方は、「住民」について「白岡町のまちづくりにかかわる『住民』の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める『住民』は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。ここでの住民は地方自治法で定める住民のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる『住民』だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。『者』とは、法律上、人格を有する者のことであるので、権利・義務の主体となる個人(自然人)及び法人を指します。ここでは、住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えたので、趣旨の中では『対象とするもの』と表現しました。以後の表記の方法(『者』、『もの』等)については、法規担当者等にお任せします。『住所』とは、自然人については生活の本拠を持って住所とし、法人については主たる事務所の所在地です。自然人及び法人は必ず住所を一ヶ所有しています。従って、本人の意思にかかわらず当然その住所のある市町村の住民となります。『住所を有する者』は『居住する者』のことです。そのため、『居住する者』は削除しました。なお、『住所』には、国籍は問いません。『外国人』について、まちづくりにかかわる人から外国人を除外することは、人権を尊重する理念から外れてしまいます。また、納税されていることなどを考慮し、含むものとします。住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えました。一時的であれ、白岡町に影響を与える・受ける人(ボランティア活動等を町内でしている人)も広くかかわってほしいので、この条例では『町内で活動する者』と定義しました。」

作業部会の案は、このようになっています。ここについてご意見、ご質問はありますか。

松井委員 「町内に住所を有する人」と書いていますが、住民登録をしている人のことですか。例えば、単身赴任している人で、住民登録をしていないが、白岡町のアパートに住む人も含むのですか。

神田副会長 「住所」は住んでいる人のことです。

内山会長 他にはありませんか。例えば、「自然人」などの通常使われない言葉も入っています。また、者について「シャ」、「モノ」の区別の問題もあります。

野口委員 考え方に「『住所を有する者』は『居住する者』のことです。そのため、『居住する者』は削除しました。」とありますが、どのような意味ですか。

内山会長 内容の2月15日の第3回作業部会の案が「この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、あるいは事業を営んでいる者及び居住する者のことをいいます。」となっていました。この文面の最後の「居住する者」を削除するという意味です。

神田副会長 住所を有する者ということは居住する者と同じ意味なので、削除しました。

内山会長 他にはありますか。無いようなので次に進みます。大項目「(住民)市民」の中項目「権利」についてです。

内容は、「①住民は、まちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。②住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。③住民は、あらゆる段階において適切な学習機

会を得る権利を有します。」

趣旨は、「住民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。権利を保障することで、住民自らが主体的に権利を行使するし、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。」

考え方は「①まちづくりにかかわる上で、基本となる参画する権利を有することとします。『企画、実施、評価の各段階』とは一連の流れの中で、住民のみなさんが継続的に参加することができるということを明記するものです。これについては、住民に、まちづくりに関して無関心でなく積極的にかかわってもらいたいという思いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この『知る』ことについては、次の項にあります。なお、『参加してもう一步踏み出しかかわりあう』を考え、『参加』でなく『参画』としました。町政に参加する権利とは、地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている『住民投票制度』に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、『住民自治のまちづくりの実現』を達成するための包含的な権利とします。②まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものとして、『白岡町情報公開条例』があるものと考えます。③あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を保障するものです。これは、住民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶこともこれからは必要であるということを宣言的な意味で規定したものです。『住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。』については、他の法令等(地方自治法等)のサービスを受ける権利と重複することと本条例は『まちづくり』のための条例であるからサービスを受ける権利をあえて明文化する必要があるのかという議論がありました。また、あえて権利に入れると、『公平で公正』の基準が難しいので削除しました。『権利』で、他の法令等で規定しているものをあれもこれもと列挙するときになくなってしまうので、住民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。参考として地方自治法の第十条では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。第二項住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」

作業部会の案はこのようになっています。ここについての意見や質問はありますか。よろしいですか。では、次に進みます。

次は大項目「(住民)市民」の中項目「責務」についてです。内容は、「①住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。②住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。③住民は、まちづくりと地域の課題解決のため主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。④住民は、行政・議会の運営に対して関心を持たなければなりません。」

趣旨は、「ここでは、住民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。住民(町民)が主体となって住民自治のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で『責務』として規定することにより、住民(町民)自らが改めてその意味を考えることは住民自治のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。」

考え方は、「①まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりに

かかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。②次の自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。③主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。『主体的』は『積極的』という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。④行政・議会の運営に関心を持つという責務は、まちづくりを行っていく上で行政・議会の動向に関心を持っていないと同じレベルでまちづくりに参画できないということを意味しています。まちづくりは住民だけではなく、行政・議会の三者が協働しなくてはできません。住民に、もっと行政・議会に関心を持ち、注視し、監視してもらいたいということを表しています。なお、この責務とは、強制されるべきものではなく、自主性を重んじるものであり、反したことで何らかの不利益を受ける性格のものではありません。『住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。』については、『権利』の項と同様、他の法令等(地方自治法等)の義務を負う規定と重複することと本条例は『まちづくり』のための条例であるから、ここであえて明文化する必要性があるのかという議論がありました。また、『応分の負担』の基準が難しいので削除しました。」

作業部会の案はこのようになっています。内容で「関心」に＊をつけました。＊は「関心」に代わる適当な言葉が見つからなかったので、残したということです。今後適当な言葉が見つければその言葉に直していこうと考えています。「責務」についてご意見、ご質問はありますか。

牛山教授 住民の責務は難しいところです。考え方に「この責務とは、強制されるべきものではなく、自主性を重んじる」と書いていますが、条例は、住民が守らなくてはいけない規範、いわば自治体の法律なので、「しなければいけない」と書いた場合、それを住民は守らなければいけません。「関心を持たなければいけない」ということは、内面に関わることなので、条例で規制するのは難しいと思います。何を思うかは自由であり、広く認められているので、法的に規制をすることではないです。文言については留意事項にして、今後考えるようにした方が良いでしょう。規定はあるが、強制はしないと書いておくという手法はあります。「ただし、反したことで何らかの不利益を受けるものではありません」ということを書いている自治体もあります。

松井委員 考え方の②に「発言や行動に責任を持つ」とあるが、責任を持つ発言ということはどのような意味ですか。発言を封じてしまうように思います。

内山会長 自由に意見を言って良いですが、そこにはある程度の責任が伴うと思います。

松井委員 それは理性などの問題です。

内山会長 無責任な発言というのは基本的には無いと思います。

日下委員 全体的に考えなければいけないことですが、解釈の広い、どのような自治体にも当てはまる、当たり前のことを書いた条例になってしまいます。白岡町の独自性を出しにくく、議論をすればする程解釈の広い文書になります。白岡町の独自なものを盛り込みたいと思っています。

内山会長 今のお話は、白岡町らしさをどのように表現するかということですね。

折原課長 非常に難しいところです。先の行政区長会で自治基本条例の報告と勉強会をしました。そのときに、ある行政区長さんから白岡町らしさ、白岡町の特徴は何かと聞かれました。そのようなことこそ皆さんで考えていただきたいと答えました。役場が白岡町らしさを決めるのではなく、皆さんが今まであったものを踏まえて、今あるものを特徴としてどのように捉えるかだと思います。あるいは、これから将来、この条例を使ってどのように特色あるまちにしていけるかを皆さんに考えていただければと思います。通常、

その町の特色は、観光資源、産業資源、自然資源、歴史などを特徴的に捉えているようです。白岡町を考えた時に、梨というのが挙げられますが、全国的に認知されているかというと、なかなか難しいと思います。その上で、皆さんが白岡町の特徴をどのように考えるかです。例えば、住みやすい街を特徴としているのは、他にあまり見られません。極めて平凡な町であり、平凡だからこそ誰でも受け入れやすく住みやすい町にもつながります。白岡町は人口が増えている事実を見て、災害がなく、フラットで暮らしやすく、利便性もあるという町は誇れます。この条例の個別の項目にではなく、全体の方向性や考え方に白岡町らしさを出していただきたいと考えています。個別の項目に白岡町らしさを出せることもありますが、法制上難しいです。そのように考えていただいた白岡町らしさを基にして作業を進めていただければと思います。

日下委員 どのような自治体にも当てはまってしまう条例になりかねないので、常に意識していかなければいけないと思います。

神田副会長 全体を通して作ってみたいと分かりにくいので、日下委員が提起されたことを考えなければいけません。また、発言に責任を持つという議論では、第三者を傷つけたり、利益を損ねたりすることを慎むことが一般的な責任だと思います。自分の意見が、相手の人格を傷つけたり、立場を危うくしたりすることは無責任になります。そのようなこと以外では発言を封じるべきではないです。そのようなことを考えるという意味だと思います。

松井委員 「住民」には外国人や一過性の人も入ります。そのような人の意見は比較的に責任があるとはいえません。意見は意見として、どのように責任のある発言を考えるかです。

神田副会長 無責任ということはできそうも無いことを発言することではないです。

松井委員 一般的に分かるように書かなくてはいけないということです。

折原課長 この「責任」には自覚やまちづくりに対する意識を持つということも含まれていますね。

内山会長 今まで出た意見をまとめます。内面の自由を法律で規定して良いのか、責任のある発言とは、白岡町らしさを表現する、このようなことを意見として残しておきます。

日下委員 白岡町らしさについて、ある程度進んだら、フィードバックして考えるのはどうでしょうか。

折原課長 全体の方向性で白岡町らしさを出すことはできると思うので、全体を見てから議論した方が分かりやすいと思います。

内山会長 今後議論することにします。次に進みます。大項目「住民協働」についてです。中項目は「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の3つです。皆さんのグループのシートを集約した案を報告して、議論していただきます。まず、「定義」についてです。

内容は、「住民・議会・行政が対等に役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力して住民自治*によるまちづくりを目指すことを住民協働といいます。」

趣旨は、「この条例における「住民協働」という用語の定義を定めたものが本条項です。」

考え方は、「協働の意味は、共通の目的の実現のために協力し、働くことです。協働は、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始めなくてはなりません。このことを明らかにするものです。住民が主体と言い切ってしまうことについて疑問がありました。住民だけでなく行政・議会も主体となりうるので、住民・議会・行政について考えました。住民が主体であることは理念その他でも言っているので、あえて入れなくても良いと考えました。」

課題・論点は、「住民自治という言葉については、共通認識を持つことが必要。『白岡町住民協働推進指針』との、整合性は大丈夫か。住民・議会・行政の三者が協働するのだから『住民協働』ではなくて

『協働』と表記するほうが良いのではないか。住民・議会・行政の協働の組み合わせは必ず異なる立場のものが協働する訳ではない(住民同士の協働等)。団体同士でないと協働とは言わないのか。「住民協働」という言葉は、そもそも住民の参加を促すための言葉ではないか。行政や議会も含んでいるのか。『住民協働』の『定義』であることから、あくまで住民と住民とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することでも良いのではないか。『協働』であれば、住民と議会、住民と行政、住民と住民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう、ということになるのではないか。住民一人ひとりの普段の行動がまちをつくっていることを考え方の土台にして住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようにするためには、どのようにそれを表現したらよいか。また、一人ひとりの行動まで条例で定めるのか。定めた場合、行動を担保できるのか。」

作業部会案はこのようになっています。ここについてご意見、ご質問はありますか。

牛山教授 「対等」という表現は難しいです。ここでは、「住民・議会・行政が対等に役割と責任を担い」と書かれていて、以前の議論と意味が変わっていると思います。前回の案では三者が対等な状況で議論するという意味でしたが、今回の案では、役割や責任を同じ分量で担いあうという意味にとれます。役所には役所の権力や役割、仕事もあります。役所と同じように住民が仕事をするということは違うと思います。住民や行政が対等な立場、関係の上でそれぞれの役割と責任を担うなどの表現が適当なのではないでしょうか。文言の整理が必要です。

櫻井委員 住民協働の定義において、まちづくりを目指すことを住民協働と書いていますが、まちづくりを目指して連携・協力することを住民協働と言うのではないのでしょうか。まちづくりが住民協働なのか。

牛山教授 まちづくり、そのものとイコールの意味ではないと思います。いわば、まちづくりのやり方というニュアンスだと思います。また、まちづくり自体も、まだ明確ではないです。まちづくりを都市計画として捉える人もいますし、広く捉える人もいますので、ここも文言整理をした方が良いです。

吉野委員 課題・論点に住民自治という言葉について共通認識をする必要があると書かれていますが、これは住民自治を定義するという意味ですか。

内山会長 このことは具体的に議論していません。

遠藤委員 この会では、自治基本条例とまちづくり条例の両方の名前が出ています。私が他の条例を見た時に、地方公共団体レベルの自治について書いているのか、住民自治について書いているのかが曖昧になっています。ある自治体では、住民自治について一生懸命書こうとしていました。町政に住民が多く参加することを目指すのか、地域の団体を活発にし、町政も自治基本条例をつくるようになるのかを整理した方が良いです。町政について考えている人と、地域の自治を考えている人が言葉をすりあわせようとするのは難しいと思います。住民自治をどのように考え、盛り込んでいくのか、行政の自治を書いていくのかの両方があるので、整理しなければいけません。

広辺委員 「住民自治」、「みんなでまちづくり」の両方の言葉にも当てはまることですが、各グループで同じタイトルで話し合っています。しかし、考えていることが皆違うということが作業部会を通して分かりました。中項目「みんなでまちづくり」では、Aグループがまちづくりの担い手について考えていて、Bグループはまちづくりに参加するための具体的な方法について考え、Cグループは定義に近い内容になっています。よって、住民自治についてもどのようなことを考えて盛り込んでいくかについて共通認識を持って同じ土台で話し合わなければいけません。定義するということではなく、各グループが同じことを考えながら議論できれば良いということを作業部会で話しました。

内山会長 今後、大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目に「行政区」や「地域活動」、「行政区の役割と責務」、「行政区(自治会)」という項目があるので、そのようなところで議論したいと思いますが、どうでしょうか。

松井委員 先に議論しても良いのではないのでしょうか。

内山会長 今後の予定もあるので次回にしたいと思います。他にご意見、ご質問はありますか。無いようなので次に進みます。次は大項目「住民協働」の中項目「みんなでまちづくり」です。広辺委員からも話がいったように、作業部会において「みんなでまちづくり」のところで行き詰りました。その理由は、それぞれのグループがどのようなイメージを持っているか把握できなかったからです。今日はどのようなことを言っていたのかを確認したいと思います。

内容は、「『みんなでまちづくり』とは『協働によるまちづくり』のことを言います。住民・議会・行政がそれぞれの責務に基づいて参画し、協議します。住民の意向を尊重し、住民・議会・行政が互いに協力してまちづくりを行います。持続可能な地域社会を実現するため、住民・議会・行政は協働してみんなでまちづくりを進めていくものです。」

このようにまとめましたが、「みんなでまちづくり」はこのようなイメージで良いですか。

松井委員 確認ですが、行政とは何ですか。

牛山教授 法的には執行機関です。市町村で言うと警察は入りません。

松井委員 学校は入りますか。

牛山教授 行政といっても、執行機関の内でも、教育委員会に入ります。日本の場合は行政多元主義をとっているので、首長部局と教育委員会や農業委員会、行政委員会などが執行機関になります。警察も行政ですが、県警なので、市町村では入りません。

松井委員 消防は入りますか。

牛山教授 自治体消防は入ります。

神田副会長 「行政」という言葉を使わずに、「執行機関」という言葉を使っている自治体もあります。

内山会長 「みんなでまちづくり」という言葉は広範で捉えどころがない言葉ですが、どのようにしますか。

神田副会長 「みんなでまちづくり」は大項目「住民協働」の中項目であり、大項目「まちづくり」との関わりを考えて、ここではどのようなことを考えるかをイメージしなければいけません。

櫻井委員 「みんなで」という言葉が入っているのが重要だと思います。まちづくりの担い手について具体的に基本になることを盛り込めば良いです。

広辺委員 この言葉を変えるか、この言葉を活かすかということですが、私は活かしたほうが良いと思います。大項目「住民協働」の中項目に入れて、ここではどのようなことを話すかを共通認識になっていませんでした。よって、そのようなことを話し合っただけで議論を始めなければ同じことの繰り返しになります。

牛山教授 みんなでまちづくりをしていこうということを書くのですよね。「みんなでまちづくり」とはどのようなことかを書けば良いですか。

広辺委員 そのイメージが各グループで違っていたので、すり合わせたほうが良いということです。

牛山教授 さらに、まちづくりという言葉もどのようなことか考えたほうが良いです。後ででてくる大項目「まちづくり」は政策系のところで出てきているので比較的都市計画のようなことを言っていると思います。このようなことを論点として残して、後で議論した方が良いでしょう。

折原課長 住民自治、地域自治、みんなで、という言葉をもとに条例の中に位置づけていくのかということとは全体会議で再度議論が必要です。「みんなでまちづくり」という言葉で中項目とするのは、つくり

として難しいと思います。「みんなでまちづくり」という概念や考え方は入ってくると思いますが。

内山会長 これはもう一度各グループで議論することで良いですか。

広辺委員 共通認識をもっておかないと、また各班でイメージが違い、同じことになります。

遠藤委員 私もグループではなく話し合いたいです。「みんなでまちづくり」という言葉は抽象的で全体に関わるので前文に入るように感じます。考え方の基本は、個々人の挨拶やコミュニケーションなども含めて全体によってまちができていくということを書けば、その他の細かいことを書く必要はないと思います。前文に書いて、読んだ人、関わる人全員に関わりのあることだと書けば良いのではないのでしょうか。グループで話し合っても煮詰まっているので、同じことになると思います。どこかで条例に合うように入れ方を考えなければいけません。この中項目「みんなでまちづくり」を保留にするのはいかがですか。

牛山教授 いったん引き取って進め方を含めて考えなければ時間をとるだけになってしまいます。

折原課長 これから、議論の中で中項目においておくことが良いのかという議論も出てくると思います。そのようなことは柔軟に対応していかないと、条例のつくりとして難しくなってきます。そのようなことを考えていただいて、「みんなでまちづくり」は理念的、観念的なので、今後全体でどのようにしていくかという議論をして下さると、整理がしやすいです。

内山会長 では、これはいったん引き取って、進め方を含めて検討します。次に進みます。次は大項目「住民協働」の中項目「住民参画のしくみ」です。

内容は、「①政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。(参画制度)(住民投票)→みんなでまちづくりへ②町はまちづくりに関し、住民の提案等の把握に努めるとともに、住民から提出された提案等を尊重するものとします。(提案制度)③町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、住民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。(パブリックコメント)④行政は政策の立案、事業の仕分け、実施、評価等の各段階において、住民の参画を保障します。そのために、住民参画条例を別に定めます。→住民の権利へ。⑤町は、行政区の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして育成するとともに、その参画の推進に努めるものとします。⑥町は附属機関の委員への住民の参加に努めるものとします。⑦町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。⑧行政は住民から協働を求められたらこれに対応して誠実に対応しなければなりません。→みんなでまちづくり？⑨こどもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。(未成年者のまちづくりへの参加)⑩情報を共有します。(情報公開)」

趣旨は、「住民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。」

考え方は、「委員会・自治会・行政区などを事業主体として育てることが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。③については、『パブリックコメント』について規定したものです。これは、その一連の過程を通じて町と住民との間で情報が共有化され、住民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、政策過程を明らかにするという町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。⑥、⑦については、附属機関の委員への住民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし、委員の選任を行う必要があります。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの住民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。⑨は、『こどものまちづくりへの参画』について規定したものです。未来を担うこどもも、テーマや参加の形態に応じて参加させるしくみです。こどもにも政策決定ができる環境をつくることで、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動することが将来の白岡町の自治につながるようになります。⑩については、『情報公開』について規定したものです。住民参画の前提として、

『情報の共有』、『市政の透明性の確保』という観点が重要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、住民・議会・行政が相互に情報を共有することが欠かせません。」

課題・論点は、「参画制度、提案制度など、別に定めておくのか。住民主体の活動は保障されるのか？住民協働の『定義』の中で議会・行政も含むとしているが、議会のことについてはどうするのか。こどもについての参画のしくみとはどのようなものか。また、こどもの定義は？住民参画のしくみについては、現時点で各グループから提出した意見を見ると『行政参画のしくみ』をイメージしているので、中項目のタイトル自体を変更してはどうかとの意見もあった。ただし『行政参画のしくみ』となった場合には『地域自治への参加のしくみ』などについても明記する必要があるのではないだろうか？さらに、『参画』という言葉の定義をもう一度考え直す必要がある。また、住民参加のしくみをメニューとして住民に提示する。未設置のものとしては、参画制度(住民参画条例)・公募制・提案制度・(パートナーシップ条例)双方向であることが条件・住民投票、既存のものとしては、情報公開・パブリックコメント・附属機関への委員の登用指針(?)」として書きました。

作業部会の案はこのようになっています。ご意見、ご質問はありますか。

牛山教授 ここで言う⑤の行政区というのは、白岡町の場合、自治会と考えてよろしいですか。それは、行政が育成するのですか。自治会は自発的に存在しているので、行政が育成するという書き方はあまりしません。活動を促進する、支援するという書き方のほうが適切かもしれません。また、条例の中に行政区と明確に書くのかという問題もあります。ここに書くと、行政区の自治のあり方が固定されるので、将来のことも見据えて考えなければいけません。法令上、行政区というと政令指定都市の行政区を言ったり、行政が仕事をする上での区画を言ったりします。そのようなことを皆さんで考えて下さい。さらに、⑥と⑦は非常に細かく書かれています。条例で定める場合もありますが、通常、今でも規則などの中で規定されていると思います。全体とのバランスも考えなければいけません。当然、皆さんがこのように決めれば、それで良いですが、整理の必要はあるかもしれません。

野口委員 ②や③は町、④や⑧は行政になっていますが、行政と町の定義はどのように考えていますか。

内山会長 意味合いは同じです。

牛山教授 ②、③、④は次の大項目「行政」に関わる場所もあります。どちらに書くか整理しておく必要があります。また、こどもに関して、ここで書くか、大項目「子育て」に書くかということも考えなければいけません。

遠藤委員 基本的にこどもは政策決定に参加できないですね。

牛山教授 こどもをどのように定義するかによって変わります。今では20歳までがこどもです。しかし、住民投票条例でこどもを18歳までに定義すると、こどもの一部も政策決定に参加していくことになります。

日下委員 ⑥、⑦の附属機関の委員とは具体的にどのような委員、附属機関ですか。

牛山教授 附属機関は地方自治法に定められています。附属機関として長がおいているものです。例えば、検討委員会が附属機関になっている場合もあれば、なっていない場合もあります。

日下委員 例えば、白岡町ではどのようなものがありますか。

牛山教授 情報公開の審議会や都市計画の審議会などです。協働推進委員会を附属機関にしているところもあります。首長が何かするときに意見をきかなければいけない審議会を附属機関としています。

折原課長 首長が附属機関に意見を求めるという形になります。町議会や委員会で附属機関に位置づけられていないものは、単に意見を聞く機関です。首長の諮問を受け答申するという機能が附属機関

にあるので、首長が答申を受けた場合、その意見を踏まえて対策を講じることになります。しかしまた、自由闊達な意見を促す意味で、通常の委員会、協議会の意見も尊重していかなければいけません。今は、仕切りが曖昧になっています。基本的には、牛山教授が話されたように、町長が設置した機関を附属機関と言います。

日下委員 この会は附属機関ですか。

折原課長 附属機関ではありません。

牛山教授 先程も申し上げましたように、⑥と⑦だけ非常に詳しく書いているので、ここに入れるかどうかは議論の方が良いと思います。この会は附属機関に入りません。今の条文では、住民協働を推進するなどは書いていないので、⑥、⑦は細かく書きすぎていると先程申し上げました。例えば、②「町はまちづくりに関し、住民の提案等の把握に努める」と重複します。

藤巻委員 中項目「権利」のところで、サービスを受ける権利を明文化する必要があると思います。読む人からすると、分かりやすいし、自覚させることができます。

牛山教授 「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有する」というところについてですね。私は、これは入れても良いと思いますが、他にも影響します。例えば、住民の意味を広げたことにより、通勤する人が公平で公正な行政サービスを受ける権利を有するかという問題があります。また、生活保護を受ける権利を国民は有していますが、通勤で白岡町に来ている人には与えられません。住民という言葉にも影響されます。さらには、行政サービスではなく、公共サービスという言葉もあるので、今の意見は残して括弧書きし、後で議論の方が良いです。

吉野委員 今の「応分の負担」に関する意見はCグループから出たと思います。中項目「権利」で「公平で公正な行政サービスを受ける権利」ということがありました。そのときに、住民の定義としては住所も有していない人も「住民」と考えていたので、その人たちがサービスを受けるためにも応分の負担は必要だという意味で出しました。

松井委員 中項目「住民参画のしくみ」に戻り、⑦の「男女の」という言葉は必要ないと思います。

折原課長 男女共同参画推進プランの中で、目標値として女性の委員の比率を掲げています。

内山会長 この項目を残すかどうかも含めて後で議論します。

日下委員 サービスと応分の負担ということは関係しているので、住民が応分の負担をしなければいけないという文も括弧書きしてはどうですか。

内山会長 分かりました。他に意見はありますか。無いようなので、これで全体会議を終わります。

* * * * *

内山会長 ワークショップをするに当たって、牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 本日は大項目「行政」についてです。中項目が多いので、時間が無いとは思いますが、取り組みやすい項目です。行政に対して、このようにしてほしいということを出していけば良いです。行政、町長、職員のあるべき姿などをたくさん出していただいた上で整理して下さい。中項目「財政」については難しいかもしれません。例えば、効果的で、効率的な財政運営をするなどを出して、後で作業委員会がまとめるということになります。よって、ここでは、行政のあるべき姿などの意見をどんどん出して下さい。

内山会長 ありがとうございます。できれば5項目全てを埋めて下さい。本日は時間の関係上、グループごとの発表は省きます。では、ワークショップを始めて下さい。

※A～Cグループの3グループに分かれてワークショップを行いました。ワークショップで各グループが提出したシートを基に、第5回作業部会で「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」の案を作成し、それを第13回全体会議で報告します。

【2 全体会議】

内山会長 今回は大項目「議会」について議論します。皆さんが事前に考えてくる上でのアドバイスを牛山教授からお話していただきます。

牛山教授 今回は、「議会」についてです。自治体議会については昨今非常に注目を集めています。行政改革の後、議会改革の話が続々と出ています。北海道の町村で議会基本条例ができ、それが全国に広まっています。自治体議会は国会とは違い、直接公選の首長と、直接公選の議員によって構成されています。いわゆる、一種の大統領制を採っているので、議会と首長の関係が機関対立型として厳しくチェックしあうことになっています。実際には議会がチェックできていないということで課題が出ています。また、議員についての課題もあります。ある自治体議会では、日当制を掲げて議論していました。様々な論点があり、法制度も大きく動きます。例えば、議員の数の上限が撤廃されます。将来的な検討項目としては、サラリーマンなどの仕事をしている人も議員と兼職してはという意見もあります。よって、本日配布された自治体議会について説明された資料を読み、自治体議会のしくみ・役割、議員の責務・役割などを皆さんで考えて下さい。ここは議会でも様々な意見があるところだと思います。議会とのすり合わせも考えなければいけませんが、皆さんが白岡町の議会のあるべき姿についての意見を出して、町民案をつくっていただければと思います。

内山会長 ありがとうございます。これで、全体会議を終わります。

※事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。